

## 広島市男女共同参画推進センター使用料減免団体登録の手続きについて

現在交付している男女共同参画推進センター使用料減免団体登録証(以下「登録証」といいます。)の有効期間は、令和6年3月末日です。

令和6年4月以降に使用料減免団体として男女共同参画推進センターの使用許可申請をされる際には、新しい登録証が必要となりますので、手続きをお願いいたします。

### 受付期間

令和6年1月17日(水)～令和6年2月17日(土)

#### ≪手続きの流れ≫

- 1 次の書類を提出してください。
  - ・チェックリスト
  - ・団体の規約・会則
  - ・令和6年度事業計画書、収支予算書
  - ・令和5年度事業報告書、収支決算書
  - ・会員名簿
- 2 広島市が審査を行います。  
広島市から団体へ直接お問い合わせすることもあります。
- 3 登録の可否についてご連絡はいたしませんので、書類を提出された3週間後くらいに窓口かお電話で、男女共同参画推進センターへお問い合わせください。
- 4 登録可の場合は、男女共同参画推進センター窓口で、登録申込書(2部複写)、ID申請書及びメンバー募集カード(変更がある場合のみ)、ロッカー申込書(希望団体のみ)の記入をお願いします。  
令和6年4月以降の使用許可申請書の記入も可能です。

※ 提出書類は、各自写しを保管しておいてください。

広島市男女共同参画推進センター  
TEL 082-248-3320  
FAX 082-248-4476

## 《提出書類等について》

### ○団体の規約・会則

団体所在地（事務所）の住所が**広島市内のもの**をお書きください。（団体所在地が代表者宅の場合も同様）

### ○令和6年度事業計画書、収支予算書

「案」の段階で構いません。

予算は、収入が支出を上回らないように記入してください。（収入と支出は同額）

### ○令和5年度事業報告書、収支決算書

書類作成時点のもので構いません。

決算は、収入が支出を上回らないよう**次年度繰り越し**をしてください。

令和6年度の事業計画書の収入に、前年度繰入金として計上してください。

※ 計画書及び報告書には、男女共同参画推進センターで行う（行った）活動が分かるように、具体的に（いつ、何を）記入してください。また、男女共同参画推進センターにおける主催講座に参加する（した）場合は、具体的に（いつ、講座名等）記入してください。

### ○会員名簿

原則、会員全員のお名前を記入し、それぞれ市内、市外の区別に○をするとともに、「会員数○名、うち市内在住○名・市外在住○名」など、構成が分かるように記載してください。

※ 住所や電話番号の記載は必要ありません。

（参考）使用料減免団体の登録要件

- 「男女共同参画推進の活動」又は「まちづくり活動」を行っている、又は行う計画があること。（営利に関する事、政治に関する事及び宗教に関する事は除く。）
- 男女共同参画推進センターで、広く一般市民等を対象とした事業を行っている、又は行う計画があること。
- 団体の構成員の過半数が本市の区域内に住所を有していること。
- 主として本市の区域内で活動していること。
- 団体の構成員が3名以上であること。
- 構成員は対象者が限られていないこと。（友人限定、同窓会会員限定、会社社員限定等は認められません。）
- 規則・会則の制定、役員の選任等、組織体制が確立されていること。

※ なお、「男女共同参画推進の活動」は3か月前から、「まちづくり活動」は1か月前から予約可能です。

※ 「男女共同参画推進の活動」については、別紙資料を参考としてください。